

## 富山県DV対策基本計画部会設置要綱

### (設置)

第1条 富山県男女共同参画推進条例施行規則（平成13年富山県規則第8号）第3条第1項の規定に基づき、富山県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）に、富山県DV対策基本計画部会（以下「部会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 部会は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」（以下「基本計画」という。）の改定について調査審議するものとする。

### (組織)

第3条 部会に属する委員は部会の調査審議すべき事項に関し見識のある者のうちから知事が任命する。

### (部会長)

第4条 部会に部会長を置く。

- 2 部会長は、委員の中から会長が指名する。
- 3 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。
- 4 部会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 部会は、部会長が招集し、その会議の議長となる。

- 2 部会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 部会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (部会の報告)

第6条 部会長は、部会が第2条に定められた調査審議が終了したとき、又は会長が求めるときは、部会で調査審議した事項又は調査審議の経過を会長に報告しなければならない。

### (庶務)

第7条 部会の庶務は、総合政策局少子化対策・県民活躍課において処理する。

### (細則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

## 附 則

- 1 この要綱は、令和2年3月24日から施行する。
- 2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。